

Title	大憲章とランニミード
Sub Title	
Author	占部, 百太郎(Urabe, Hyakutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.4 (1929. 12) ,p.31(539)- 43(551)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19291200-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大憲章とランニミード

私は昨年の春夏の交、英京ロンドンに滞在してゐた際『大憲章』(Magna Carta, Great Charter)の發祥地であるランニミードの歴史的地理のことに就いて、少しく調べて見たいと思つて、同地に關する地理書や案内書を得可く、ロンドンの書肆を探し廻つた。ところが、何處の書店でも、主人も番頭も申し合はせたやうに、『ランニミードつて一體何處です』と反問するのであつた。イギリスのやうな文明國でも社會の大多數は無學だ。Magna Cartaとか Great Charterとか云つても、何のことか知らないものが恐らく尠くないことであらう。その大憲章の發布せられた場所が、縦しロンドンから二十哩しか隔つてゐない處でも、書肆の主人や番頭が知らないと云つたからとて敢てそれを輕蔑するにも、非難するにも當らぬことだ。況や、日本觀光客の殆ど凡てが、ウィンズルには行つても、そのウィンズルから、自動車ならば、三分か五分で行くことの出来るランニミードを見落すと云ふことは、無理からぬことである。

私は『史學』に對する義務を久しく怠つてゐる。編輯主任から何か書けと命令せられたけれど、歸朝

匆々いろ／＼の俗務が堆積してゐる上に、持ち歸つた學術的材料も、未だ書齋にぶちこんだまゝであるやうな次第だから、専門の雜誌に出されるやうな原稿の持ち合せがない。洵に恥かしいことだけれど、お座なりのもので間に合せをするの外はない。そこで、このランニミードの事に就き、少しばかり書いて、一時責をふさぐことにした。

大憲章の第一回到に發布せられたのは、一二一五年の六月である。(國王ジョンはこの歴史的文書に調印させられたが、彼はそのシグネチアの墨痕が未だ乾かない間に、フランス王を語らつて、イギリスに侵入せしめ、武力を用ひて大憲章を廢棄しようとして企てたけれど、同年十月彼の急死に因つて、幸にイギリス人はフランスの奴隸となることを免れた。その後の英國王も絶えずこの法律を破棄しようとして企てたので、貴族等は機會あるごとに、大憲章を確認せしめ、發布せしめて、従つて屢々その本文も變つて來たのだが、結局一三〇一年大憲章は三十二回目で、最後にイギリス王の確認を経た。)下文に述ぶるやうな理由から、一九二〇年代に入つて、六月二十三日は、ウィンズル郊外ランニミードでお祭騒ぎを催はることが、今では年中行事の一つとなつてゐる。今主として昨年六月二十四日のタイムスからこの記念祭の概況を述ぶる。當日は附近の教會で、先づ祭式があつて、これには各市町長、高僧その他の名士が列席し、大憲章の條項が討議せられた場所だと云ふ關係から、セント・オルバンズとベリイ・セント・エド

マンツの代表者が特に招待せられて出席した。劈頭イギリス皇帝の勅語が讀まれて後、説教や市長の答辭があり、式が済む後、盛大な假裝行列が催はされ、それには救世軍の樂隊などが參加した。當日ロンドンのダブリュー・エッチ・ドレパー博士（テンブルの總長）の説教の一節は、大憲章の眞義を道破してゐると思ふから、左に紹介する。

『大憲章が單に記憶せらる可きのみならず、その眞性に就て一層の知見を以て記憶せらる可きだと言ふ觀念が、男女の間に多くなつて來つゝある。』

『大憲章は三箇の大なる事柄——正義、自由、竝に法律——の礎石である。法律なしには、正義も自由も國民中に生存し得ない。イギリスが自から欺かずして、正義と自由と法律に依つて進んで行く限り、大憲章は記憶せらるゝであらう。』

『世界にどんな暴らしが起つても、苟くも是等三大主義の燈明に照らされて進むところの國民ならば恰も櫛オイグの木ノの如く、他の樹木は吹き倒されても、泰然自若たるであらう。』云々

この六月二十三日が、今では如何に英國人に取つて記念す可き歴史的祭日だかと云ふことは、ロンドンの各新聞が競つてその記事を掲げ、社會的記事に無頓著なタイムスさへ、その記事に寫真版圖を挿入するのを見ても、察せらるゝのである。

ランニミードが一般に知られてゐない程ではないが、大憲章自身に就いても、亦あまり多く知られてゐないやうである。本誌の讀者諸賢の中にも、或は大憲章の性質に就て記憶せられてない方もあらうと思ふので、甚だ老婆心ではあるが、先づ記述の順序として、大憲章とは一體どう云ふものであるか、その眞性に就て、少しく概括的の記述を試みることにした。

事新らしく述ぶるまでもなく、英國憲法がドイツ共和國やアメリカ合衆國の憲法、又は我が帝國憲法のやうな成文憲法でないことは、讀者の了知してゐらるゝ通りである。その大部分が不文法——先例、慣習、傳統、諒解——から成る英國憲法の中で、この大憲章は『權利請願書』(Declaration of Rights)及び『權利券狀』(Bill of Rights)等と併せて、成文法の部分である。成文法と云つても、英國憲法の精髓である英國人の自由や權利やを具體化した抽象的箇條書では決してない。フランス大革命に於ける『人權宣言書』(Declaration of the Rights)のやうな、新らしく天賦人權に關する理論——ロックやヒュームの流を汲んだモンテスキュー等の學說の羅列に過ぎない嫌を免れない——の箇條書では決してなくしてアングロ・サクソン人が未だドイツの深林中に彷徨してゐた時代から有つてゐた權利と自由とを、茲に更めて確認した法典たるに止まり、而も英國王の方に於て、その自由と權利とを侵害せんとした一種の『革 新』(インベンション)に對して、貴族や庶民の方に於て、これが匡救を企てた文書に外ならない。大憲章は即ち英國々民性の二大特色の現れである。一方に於ける保守的本能力と、他方に於ける自由的向上心との

實際的化合の産物と稱す可きだ。だから、大憲章全文六十三條を通觀しても、夫等の條項中、何等革命的宣言を含まず、又何等抽象的政治主義を宣べたところはない。即ち一方に於ては、或は同輩の陪審を経るか（アングロ・サクソン時代から、陪審員が罪人を裁判した外、國王が地租を課するとき、その土地の所在する村吏、村僧乃至古老をして課稅率を評價せしめたのが、『英國會』（Parliament）の起因と云つて可い。即ち英國會は一種の大仕掛なる陪審裁判である）若しくはイギリス固有の法律に據るに非ざれば、英國自由民は逮捕せられたり、禁錮せられたりすることはないとか、或は國會の同意を経ずして國王は恣まに課稅することが出来ないとか、英國人傳來の權利自由を主張した最も重要な條項と、他方に於ては、或はテムス河に堰を設けては可けないと云ふ箇條と、或は猶太人の金利を制限したやうな、今日から見れば、寧ろ些事に屬する箇條とが、玉石同架雜然として、同一法典中に混在してゐる。この一事に就いて見ても、大憲章が一向に當時國王の虐政を防遏せんが爲の實際的必要に出でたものであつた事が、察せらるゝのである。而して大憲章は、前に述べた英國々民性の二大特色——保守的本能力と自由的向上心の發露の結晶に外ならぬのである。

夫れから序でに一言することは、イギリスでは、憲法即ち『根本法』（Fundamental Law）と、『普通法』（Common Law）とを、全然區別しないことである。根本法は讀んで字の如しだ。普通法は即ち習

慣法である。本來イギリスと云ふ國は、いろ／＼の小邦を統合して成つた國だから、古來地方々々によつて、夫れ／＼法律を異にしてゐた。そこで、ヘンリー一世の治世に、國王の裁判所の法律は、有ゆる爾他の法律に超越して、従つて凡ての地方に對して、同一に適用せらる可きことが原則とせられた。これが普通法の名の起因だ。而して國王の裁判所の法律とは、サクソン朝諸王の法典の拔萃と、ノルマン朝諸裁判所に於て實施せられた封建的慣習と、民法及び『教令集』(Decretals)中の格言との混合物である。而してそれ等の法律に據つて、裁判官が判決を下すと、それが先例となつて、漸次に先例又先例と枝が繁つて來たのだ。この普通法と、根本法との區別の認められないことは、國王が名義上の主權者(國王が實際主權を有つてゐた時代は夙に過ぎ去つた)たるに過ぎずして、國會(正しく言へば、國王も國會の重要な構成分子)が、事實上主權を握れる謂ゆる『柔憲法』(Flexible Constitution)の國柄に於ける當然の結果であらねばならぬ。だから、英國憲法の骨子を成す大憲章も、オクスフォードとレディングとの間を駛る軌道の事を規定した條例も、法律たることに於て、その間、何等の軒輊もないわけである。大憲章は即ち廣い意義に於ける普通法の一部を成すものと云ふことは近代の英法學者の定説である。大憲章をば、國王ジョンと、彼に迫つて大憲章を強取した高僧、貴族、庶民代表者から成る大仕掛なる陪審裁判(英國會はその本質に於て最高の裁判所である)の判決例だと見れば、この定説に何等疑義を挾む餘地を存しない。

大憲章はこれを今日の眼から観れば、上述の如く各條項の間に殆ど順序もなく、唯だ時の必要に應じ難然と羅列せられた畢竟法典たるの體様を備へてゐないけれど、英國人に取つて、最も重要な或意味に於ては、生命財産よりも貴重なる祖先傳來の自由及び權利の證典としての價値に、何等の妨げあることとはない。ローマの『十二銅標』(Twelve Tables)が、ローマ法の起原として取扱はるゝと同一意義に於て、大憲章は英國憲法の源泉であり、大宗である。嘗に名高いばかりでなく、而かも神聖視せられたる有ゆる寶典と均しく、その起草者が最初夢想しなかつた教義や『定教』(Dogma)の源となつたのである。尙ほ大憲章の他の重大なる意義は、僧侶、貴族と協力して、はじめて庶民階級が、この立法(或は判決)に参加したので、後年國會が國王との争に打勝つて、結局國會の手に主權が移動する端緒を拓いた點に在る。

大憲章の何たるやに就ては、これくらゐで措き、私は本題に立ち返つて、ランニミードの事に就て、記述を進めねばならぬ。

本來、大憲章が時の高僧、貴族竝に庶民代表者によつて、國王ジョンの手から強取せられたものだと云ふことは、讀者の記憶せる通りである。既に強取したのだから、決して兩者の間談笑の裡に發布せられたものでないことは勿論だ。ジョンが専制であり、暴虐であつたことは、歴代の英國王中、類を見

なかつたのみならず、時のローマ法皇と喧嘩した揚句、法皇に屈服して、たうとう封建臣下たるの誓約まで敢てし、イギリス本國の外、ヨーロッパ大陸に於けるその屬領——その當時未だ大陸に於けるイギリスの屬領は、英本國の數倍に當つた廣大なる領土までも擧げて、法皇に献上したのである。既にジョンの爲に、自由を奪はれ、權利を蹂躪された貴族方は、將さにその祖國さへも失はんとし、剩へ彼の外戰の爲にこの上の苛斂誅求を蒙つては、結局社稷の滅亡を見るの外はないと觀念して、縱令武力に愬へても、國王から英國人固有の權利自由を保障するに足る國王の調印ある『憲章』(Charter) を獲得せんとこの結束を固めた次第である。

そこで貴族方は Army of God and of the Holy Church in England と稱する軍隊を組織して、ロバート・フィッツ・ウォルターと呼ぶ貴族がこれを率ゐた。ジョンの方でも、一味の貴族を語らつて、これに對抗した。内亂は最早避く可からざる形勢となつた。ジョンは一方に於て、フランス軍と戦つた。これはローマ法皇の後援を頼み、大に佛軍を破りて、その餘勢を以て、本國の貴族僧侶を壓倒しようとする、言はゞ背水の陣であつた。ところが、彼はブヴィーヌに大敗して、倉皇イギリスに逃げ歸つたので、全く國民の人望を失ひ、到底大憲章に調印するの外、萬策盡くるに至つた。當時英國人の自由は實に風前の燈火であつたのだ。そこでセント・オルバンスやペリイ・セント・エドマンズ等で、兩方の間屢々折衝を重ねた末、一二一五年六月十五日——二十三日、ウィンズルに近いテームス河の沿岸ランニミ

ドで、兩軍の劔光相映じ、干戈將に相撃たんとする物すごい光景の裡に、ジョンは大憲章に調印す可く餘儀なくせられた。

大憲章發布の由來は以上の通りである。ところが、大憲章が實際調印せられた現場に就いても、又調印の日附に就いても、史學者の間にいろいろ異論があるやうである。H. W. C. Davis は六月十七日と書し、スタップス博士は同月十五日、ガーディナー博士も十五日、Wharton の法律辭典には十九日に兩者の會商が結了したと記し、Ploetz はその *Manual of Universal History* に於て十五日——二十三日と記してゐる。而して從來の大多數の書は、六月十五日説である。ジョンがいよ／＼調印するまでには、國王方と貴族方との間に、數次の協商が行はれたのだから、夫れから大憲章の條文は急遽に起草せられ、從つてその字句などにも多くの修正やら改竄やらが行はれ、いよ／＼兩方意見の合致點に到達してからも、本文の完成を告げて國王の調印を経るまでには、多少の日子を要した筈だから、國王の調印した日取は、Ploetz が巧みに示したやうに、六月十五日から、同二十三日の間と見るのが、蓋し妥當であらう。肝膺の大憲章（勿論第一回發布の分）の正文それ自身に日附がないのだから、爾來七百年以上の歲月を経過した今日に至つて、一二一五年六月の何れの日にジョンが調印したかと云ふ疑問を解決することは史學者に取つて、極めて困難な事であらう。

次に大憲章の調印せられた場所に就いても二説あつて、未だ何れとも決するところを見ない。ロンドンから二十哩を隔てたサルレイ州内に於けるティムスの支流の南岸、恰もウィンズルとステーンズとの中間なるメドウが即ちその場所だと云ふ説がある。夫れからそのメドウの側近なるティムス河の中に於ける一小嶼、即ち Magna Carta Island (or Charter Island) で大憲章は調印せられたと云ふ説がある。大憲章の正文中にも、明白にランニミード云々と記されてゐる。そのみならず、Runnymede (Runnymede, Runnymede or Runemede) の runny はサクソン語の rune 即ち Council を意味し、mede (maed) は meadow 即ち草地であらう。要するに Magna Carta Island までも當然含み得べきランニミードと總稱せられたラームス河のこの附近で調印せられたことは、疑を挿む可くもないが、扱て實際國王ジョンが大憲章に調印した場所は何處か、これを的確に決めることは、今日史學者の最も困難とするところである。何れにもせよ、ウィルズル王城に近いこの邊が、第十三世紀初頭の頃に於ける英國王の常に往還した傳統的場所であつたことは確實である。それは大憲章發布の二年後に於て、ヘンリー三世と、フランス國王ルイ八世（當時未だ皇太子）との會見もこのランニミードで行はれた事に據つても、證明することが出来る。

Magna Carta Island の方の説は最初に主張せられたところで、同境内には、餘程以前に Magna Carta

House と稱する立派な建物が、記念として立てられてゐる。綠樹鬱蒼としてこの記念館を圍み、その前面後面には、テームス河が漫々として流れてゐる小樂園だ。

夫れから、メドウがその場所だと云ふ説は近年有力になつた説のやうであるが、果して何時頃から唱へられ來つたものであるか、私の手許にはそれを確むる何等の材料も持合せがない。このグリーンは直接テームス河に沿ふた、デーリー・ニュースの記事に據れば、廣さ九十九エーカーの一劃であつて、西南は里道を隔て、ウィンズル公園を眺めた一大勝地である。セント・ロー・ストラッチー氏は、『テームス河を境とせるこの見事なる草野と、その銀白の清水との美觀。……實に春の曉のランニミードに勝る美觀はイギリスの他の何處にも見ざる光景であつて、水の彼方に Magna Carta Island あり、兩側にウィンズルの高塔と高臺とが下瞰する』と歎賞してゐる。

メドウの里道に寄つて、現に縦一間、横二間もあらうと云ふ板面に大きく『Magna Carta, commemoration, June 23, 1215』と揭示せられてゐる。

元米ランニミードのメドウは、それに接續せる Egham バリンツェ 教區内に於けるウィンズル・エステートと稱せらるゝ土地と共に、イギリスの皇室財産であつたのが、國有財産に移されたものであつた。(イギリスの皇室御領地は第十九世紀の中葉ランカスター公領とコンウォールとを除き、すべて、『皇室費』(Crown

（Lia）と交換に國有財産に繰り込まれた。）ところが、一九二一年時のロイド・ジョージ内閣は大戦後の窮迫せる財政を救ふ一助ともせんが爲、是等の國有財産をば一括して公賣に附した。この事一度び公告せらるゝや、輿論は驚愕した。ロイド・ジョージ内閣に對する世間の非難攻撃は激烈であつた。就中貴族院議員リンコン卿の攻撃は最も手ひどかつた。中には、『ランニミードの草地を繰入れたのは、財産表作成の時に氣付かなかつたことに因るものと思はるゝが、果して然りとすれば、改め易い錯誤ではないか』と溫和に注意する新聞もあつた。政府も遂に輿論に屈伏して、『八番』の番號を附せられたランニミードのメドウの一筆だけを、公賣財産目録の中から削除するに至つた。此の如くして、この有名なる歴史的勝區は、英國國有財産の中に留保せられて、事は落着した。

私は昨年ロンドンに約百日ばかり滞在してゐた序でを以て、六月二十日同僚の伊藤、石井兩君と共に、アスコット競馬見物を兼ねて、ランニミードを訪ねた。六月と云へば、恰もイギリスの最も快適な季節で、自働車の上から見渡した沿道の風景は、實に旅客の目を奪ふ絶景であつた。もゆるばかりなる樹々の新緑と、青い毛氈を敷きつめたメドウとは、眞に英國の田舎ならではの眺むることの出来ない一大樂園である。牛羊の群れは、到る處の牧場に踊り、尊大な英國のレデーを聯想せしむるスランは、諸方の池や流れに悠々と遊びである。メーポールの踊りは既に済んでゐたけれど、公園と云はず、グリーン

と云はず、男女の群れは嬉々として、或はピクニックに、或は運動遊技に、自然の美を享樂してゐた。アスコットの競馬の盛大さはこゝに説くまい。私共一行はロンドンからアスコット、ウィンズルを経て自動車をランニミードに驅つて、午後一時過ぎその地に到着した。伊藤君はメドウの Magna Carta 立札の下で、私共を撮影した。メドウに於ける大憲章の授受せられた遺跡の記念は、上記の如く單なる立札のみであるけれど、何れ Magna Carta House の外、此所にも新らしく、建物か記念碑が建設せらるることであらう。

占部百太郎